

■ 4条1項11号

不服 2018-1794

＜本願商標＞

Restina レスティナ

第20類「家具，つい立て，ベンチ」

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は，登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「Restino」（標準文字）

第9類「電気通信機械器具，電子応用機械器具及びその部品，レコード，メトロノーム，電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM，インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル，映写フィルム，スライドフィルム，スライドフィルム用マウント，インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル，録画済みビデオディスク及びビデオテープ，電子出版物」，第10類「家庭用電気マッサージ器」，第11類「電球類及び照明用器具，電気毛布，電気布団，その他の家庭用電熱用品類」，第20類「クッション，座布団，まくら，マットレス，家具，屋内用ブラインド，すだれ，装飾用ビーズカーテン，つい立て，びょうぶ」及び第24類「かや，敷布，布団，布団カバー，布団側，まくらカバー，毛布，織物製いすカバー，織物製壁掛け，カーテン，テーブル掛け，どん帳」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は，別掲のとおり，「Restina」の欧文文字と「レスティナ」の片仮名とを上下二段にまとまりよく表してなるところ，「Restina」及び「レスティナ」の各文字は，辞書等に載録された成語ではなく，特定の意味を有しない造語と理解できるものである。

そして，下段の片仮名は，上段の欧文文字の読みを表したものと無理なく理解できるから，その構成文字に相応して，本願商標からは，「レスティナ」の称呼を生じるものであり，特定の観念が生じないものと認められる。

(2) 引用商標について

引用商標は、上記2のとおり、「Restino」の欧文字を標準文字で表してなるところ、該欧文字は、辞書等に載録された成語ではなく、特定の意味を有しない造語と理解できるものである。

そして、特定の語義を有しない欧文字からなる商標については、我が国において広く親しまれている英語風の発音をもって称呼されるのが一般的といえるから、引用商標は、その構成文字に相応して、「レスティノ」の称呼が生じるものである。

以上によれば、引用商標からは、「レスティノ」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものと認められる。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標とを対比すると、本願商標は、「Restina」の欧文字と「レスティナ」の片仮名とを上下二段に横書きしてなるものであり、引用商標は、「Restino」の欧文字のみを横書きしてなるものであるところ、両商標の欧文字部分においては、語頭から「Restin」の文字を共通にするものの、語尾の「a」と「o」の文字部分に差異を有するものであり、本願商標の欧文字と片仮名の構成全体と引用商標の欧文字のみの構成とは、構成文字及び構成態様が異なり、外観において、判然と区別し得るものである。

また、本願商標から生じる「レスティナ」の称呼と、引用商標から生じる「レスティノ」の称呼とは、語尾における「ナ」の音と「ノ」の音に差異を有し、この差異音は子音を共通にするものの、その差異が共に4音という短い音構成からなる両称呼全体に及ぼす影響は少なく、両者をそれぞれ一連に称呼しても、聞き誤るおそれのないものと判断するのが相当である。

さらに、本願商標及び引用商標は、いずれも特定の観念が生じるものではないから、両者は、観念において比較することはできない。

そうすると、本願商標と引用商標は、観念において比較することができないとしても、外観において判然と区別できるものであり、称呼において聞き誤るおそれがないものであるから、その外観、称呼及び観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標をそれぞれ同一又は類似の商品に使用しても、その出所について混同を生ずるおそれはないと判断するのが相当であり、両商標は、非類似の商標というべきである。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

本願商標「Restina\レスティナ」と、引用商標「Restino」が、外観において判然と区別できるものであり、称呼においても聞き誤るおそれがないとして、結果的に非類似の商標と判断された事例です。

たしかに、本願商標には片仮名も併記されていますし、両商標の称呼も4音という短いものではありませんが、この結論には個人的に釈然しないものがあります。

両商標の造語性の高さを考慮すれば、少なくとも、最後の1文字が異なるだけで、外観上、需要者が十分に判別できるとは思えません。称呼についても、語頭部分に強いアクセントがくるものと考えられますから、たとえ全体として4音であっても、語尾音の「ナ」と「ノ」はかなり近似した聞こえ方をするように思います。

抵触している指定商品が「家具」等であることを考慮すると、一般的な需要者にそれほど高度な判断力があるとも思えません。

以前にも述べましたが、このような商標同士が非類似となってしまうのであれば、引用商標の商標権について禁止権の範囲ははたしてあるのだろうかという疑問が生じます。引用商標権者としては、せつかく商標登録をしても、これでは保護の実効性があるとは思えないでしょう。

たしかに、拒絶査定不服審判まで請求すれば、最近はかなりきわどいケースでも「非類似」と最終的に判断されることが多く、商標弁理士の間でもこれがある意味スタンダードとなっている風潮もあります。しかし、本事件のような判断ケースがあまりにも常態化すれば、最後の1文字だけを変えた「モノマネ商標」を効果的に排除することができなくなりますし、むしろ引用商標にある程度の信用が化体してから便乗的に「後出し」で商標登録した方が得ということにもなりかねません。

今一度、事業者の立場に立って、審判における商標類否判断手法の見直しが必要な時期にきているのではないかと個人的に強く感じます。

なお、Google 翻訳によれば、「Restina」にはアイスランド語で「休息」という意味が、「Restino」にはイタリア語で「残ります」という意味があるようです。

(弁理士 永露祥生)

<2018年11月19日>